

特定非営利活動法人百千鳥  
平成 26 年度事業報告書

1 事業実施の方針

特定非営利活動法人百千鳥は、地域で支援を必要とする障がい者(児)やその家族に対して、必要な支援事業や相談支援事業に関する事業を行い、障がい者(児)やその家族に係る問題の改善や解決を図り、障がい者(児)が普通に暮らせる町づくりと地域福祉の増進に寄与することを目的として、下記の事業を実行した。

具体的には、本法人の定款第 5 条第 1 項の事業として、

- ①障害者総合支援法に基づく指定障害者相談支援事業
- ②障害者総合支援法に基づく指定特定障害者相談支援事業
- ③障害者虐待防止法に基づく障害者虐待防止センター事業
- ④障害者総合支援法に基づく指定一般相談支援事業
- ⑤児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業
- ⑥障害者総合支援法に基づく指定障害者相談支援センター事業
- ⑦障害者総合支援法に基づく自立訓練(生活訓練)事業
- ⑧障害者総合支援法に基づく生活介護事業
- ⑨障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業
- ⑩障害者総合支援法に基づく短期入所支援事業
- ⑪障害者総合支援法に基づく居宅介護事業
- ⑫障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
- ⑬福祉有償運送運転事業
- ⑭福祉啓発事業
- ⑮福祉に携わるものに対する必要な知識の習得や専門性向上のための研修事業
- ⑯その他、障がい者(児)の地域生活の向上に関する事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

ア 障害者総合支援法に基づく指定障害者相談支援事業

(ア) 事業内容

長久手市委託事業として、障害者総合支援法に基づき、長久手市福祉課と平成 26 年長久手市障害者相談支援事業委託契約を結び、精神障害、知的障害、身体障害、重度心身障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等の者や障害のある児童、その家族等関係者の相談支援を行い、問題の改善や解決を図った。

(イ) 実施日時

平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月まで(月曜日、年末年始休業)

(ウ) 実施場所

相談支援おかげさん(長久手市城屋敷 128 番地)

長久手市障がい者相談支援センター(長久手市福祉の家内 1 階)

(エ) 従事者の人数

相談員 3 名 事務員 1 名

(オ) 受益対象者の範囲及び人数

障害手帳またはそれに準じる証明を持つ長久手市に住む住民または住民票を持ち他の地域に居所のある長久手市民

年間 4,434 名(のべ相談・対応件数) 実人員 186 名 → 宮下君待ち

(カ) 収益額

4,592,000 円

(キ) 費用額

5,500,000 円

イ 障害者総合支援法に基づく指定特定障害者相談支援事業

(ア) 事業内容

長久手市指定事業により、精神障害、知的障害、身体障害、重度心身障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等の者や障害のある児童、その家族等関係者の希望により個別契約を行い、障害者総合支援法に基づくサービス等利用計画の計画相談支援(新規ケアプラン作成、モニタリング)を行った。

(イ) 実施日時

平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月まで(24 時間 365 日体制)

(ウ) 実施場所

相談支援おかげさん(長久手市城屋敷 128 番地)  
長久手市障がい者相談支援センター(長久手市福祉の家内 1 階)

(エ) 従事者の人数

相談員 3 名(うち相談支援専門員 3 名) 事務員 1 名

(オ) 受益対象者の範囲及び人数

障害手帳またはそれに準じる証明を持つ、長久手市、名古屋市、瀬戸市、尾張旭市、東郷町、日進市、豊明市の地域に現に住んでいる者。

年間の新規・更新計画作成利用者、モニタリング実施者のべ 253 名

(カ) 収益額

4,118,800 円

(キ) 費用額

2,150,000 円

ウ 障害者総合支援法に基づく障害者虐待防止センター事業

(ア) 事業内容

長久手市委託事業として、障害者虐待防止法(以下、「防止法」とする。)に基づき、長久手市福祉課と平成 26 年長久手市障害者相談支援事業委託契約を結び、精神障害、知的障害、身体障害、重度心身障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等の者や障害のある児童、その家族等関係者に対して、防止法で定義づけられている障害者虐待に関する一次通報を受け付け、事実確認、安全確認を実施し、必要に応じて長久手市が開催する緊急受理会議に諮り、緊急一時保護などを行った。

(イ) 実施日時

平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月まで(24 時間 365 日体制)

(ウ) 実施場所

相談支援おかげさん(長久手市城屋敷 128 番地)  
長久手市障がい者相談支援センター(長久手市福祉の家内 1 階)

(エ) 従事者の人数

相談員 1 名 事務員 1 名

(オ) 受益対象者の範囲及び人数

障害手帳またはそれに準じる証明を持つ、長久手市に現に住んでいる者。

年間 2 名

(カ) 収益額

2,000,000 円

(キ) 費用額

2,050,000 円

エ 障害者総合支援法に基づく指定一般相談支援事業

(ア)事業内容

愛知県指定事業として、障害者総合支援法に基づき、長期入院・入所している者が地域生活へ移行するための支援や、居宅において一人暮らしをしている者への夜間を含む緊急時における支援を行う事業であるが、今年度の利用者はいなかった。

(イ)実施日時

平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月まで(24 時間 365 日体制)

(ウ)実施場所

相談支援おかげさん(長久手市城屋敷 128 番地)  
長久手市障がい者相談支援センター(長久手市福祉の家内 1 階)

(エ)従事者の人数

相談員 2 名 事務員 1 名 (うち相談支援専門員 2 名)

(オ)受益対象者の範囲及び人数

障害手帳またはそれに準じる証明を持つ、長久手市、名古屋市、瀬戸市、尾張旭市、東郷町、日進市、豊明市の地域の住民票を持つ、地域移行支援、地域定着支援を希望する者。

年間 0 名の新規利用者(のべ 0 名)

(カ)収益額

0(千円)

(キ)費用額

0 (千円)

オ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業

(ア)事業内容

長久手市指定事業として、児童福祉法に基づき、精神障害、知的障害、身体障害、重度心身障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等の障害のある児童、その家族等関係者の希望により個別契約を行い、障害児が障害児通所支援(児童発達支援や放課後等デイサービス等)を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行った。

(イ)実施日時

平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月まで(24 時間 365 日体制)

(ウ)実施場所

相談支援おかげさん(長久手市城屋敷 128 番地)  
長久手市障がい者相談支援センター(長久手市福祉の家内 1 階)

(エ)従事者の人数

相談員 3 名 事務員 1 名 (うち相談支援専門員 3 名)

(オ)受益対象者の範囲及び人数

障害手帳またはそれに準じる証明を持つ、長久手市、名古屋市、瀬戸市、尾張旭市、東郷町、日進市、豊明市の地域の住民票を持つ児童とその保護者。

新規・更新計画作成利用者、モニタリング実施者のべ 54 名

(カ)収益額

850,000 円

(キ)費用額

507,312 円

カ 障害者総合支援法に基づく居宅介護事業

(ア)事業内容

愛知県指定事業として、障害者総合支援法に基づき、精神障害、知的障害、身体障害、重度心身障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等の利用者及び障がいのある児童が居宅

において日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、行動する際に生ずる危険を回避するために必要な援護並びに外出時における移動の介護その他生活全般にわたる援助を行なった。

(イ)実施日時

平成 27 年 2 月から平成 27 年 3 月まで(月～金曜日 午前9時から午後5時まで 電話による 24 時間対応を行う)

(ウ)実施場所

長久手市城屋敷126番地 UNAXⅡ103

(エ)従事者の人数

管理者1名 サービス提供責任者 1 名 ヘルパー3 名

(オ)受益対象者の範囲及び人数

障害程度区分または障害支援区分の受給者証を取得した長久手市、瀬戸市、尾張旭市、日進市、及び名古屋市の一部(名東区・守山区)

年間実人員 1 名

(カ)収益額

53,386 円

(キ)費用額

1,417,689 円

キ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

(ア)事業内容

市町村指定事業により、障害者総合支援法に基づき、精神障害、知的障害、身体障害、重度心身障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等の障害のある児童、その家族等関係者の希望により個別契約を行い、地域で自立して生活できるよう生活支援、生活訓練、児童発達支援、余暇活動を行うとともに希望に応じて送迎や移動を支援する等の支援を行った。

(イ)実施日時

平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月まで(月～土曜日 9:00-17:00 および、障害者虐待防止センターに基づく緊急一時保護措置者の場合は 24 時間対応を行う)

(ウ)実施場所

日中一時支援「百」(長久手市城屋敷 128 番地)

長久手市城屋敷126番地 UNAXⅡ103

(エ)従事者の人数

支援員 10 名 居宅介護員 5 名 事務員 1 名

(オ)受益対象者の範囲及び人数

障害手帳またはそれに準じる証明を持つ、長久手市、瀬戸市、尾張旭市等の地域の住民票を持つ者、児童とその保護者。

一日 1-15 名の利用(年間のべ 2,333 名)

(カ)収益額

12,916,280 円

(キ)費用額

14,766,854 円

ク 福祉有償運送運転事業

(ア)事業内容

国土交通省に定められている福祉有償運送事業に基づき、長久手市が開催する地域運営協議会の承認を受け、法人に登録する社会的な移動困難者に対して、同じく法人に登録する輸送ボランティアが、買い物や通院等の身近な移動上の支障に対して、自家用車や福

社車両を用いて輸送支援を行うこととしたが、実績はなし。

(イ)実施日時

平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月まで(利用希望に応じて行う)

(ウ)実施場所

長久手市城屋敷 128 番地を拠点として、長久手市内の地域で出発か到着となる場所。

(エ)従事者の人数

支援員 1 名 事務員 1 名(うち福祉有償運送運転者 1 名、介護福祉士 1 名)

(オ)受益対象者の範囲及び人数

法人に登録する社会的な移動困難者。

年間のべ 2 名

(カ)収益額

0(千円)

(キ)費用額

0(千円)

ケ 福祉に携わるものに対する必要な知識の習得や専門性向上のための研修事業

(ア)事業内容

長久手市地域自立支援協議会等で諮り、地域にとって必要とされる障害に関する必要な知識の習得や専門性向上のための研修会を行う。

(イ)実施日時

年間3回程度

(ウ)実施場所

長久手市内の公共施設(長久手市役所、長久手市福祉の家、長久手市文化の家、長久手市まちづくりセンター等)。

(エ)従事者の人数

支援員 1 名 事務員 1 名

(オ)受益対象者の範囲及び人数

研修参加に希望する者、一般、支援機関、その他。

年間のべ 55 名

(カ)収益額

50,142 円

(キ)費用額

50,142 円

コ 障害者総合福祉法に基づく生活介護事業

(ア)事業内容

入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動、生産活動の機会や援助の必要な障害のある方に対して、常時介護サービスや場を提供するとともに、身体機能や生活能力向上のための必要な支援を行い、自立の促進、生活や健康状態の維持改善、心身機能の維持改善、社会参加の促進を目的とする事業を開始するため準備活動を行った。

(イ)実施日時

平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月まで(原則、週 5 日程度)

(ウ)実施場所

長久手市福祉の家内 1 階

(エ)従事者の人数

管理者 1 名、事務員 1 名

(オ)受益対象者の範囲及び人数

障害手帳またはそれに準じる証明を持ち、障害支援区分認定を受けている長久手市、名

古屋市、瀬戸市、尾張旭市、東郷町、日進市、豊明市の地域の住民票を持つ者。

1 日定員 14 名(年間のべ 194 名)

(カ) 収益額

31,268,372 円

(キ) 費用額

20,641,034 円

サ 障害者総合福祉法に基づく就労移行支援事業

(ア) 事業内容

企業などの一般就労を希望し、知識、能力の向上、実習、職場探しなどを通じて適性にあつた職場への就労が見込まれる障害のある 65 歳未満の人に対して、事業所内での作業訓練や企業等での職場実習、就職後の定着支援などを行う。

(イ) 実施日時

平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月まで(原則、週 5 日程度)

(ウ) 実施場所

長久手市福祉の家内 1 階

(エ) 従事者の人数

管理者 1 名、事務員 1 名

(オ) 受益対象者の範囲及び人数

障害手帳またはそれに準じる証明を持っている者であつて、長久手市、名古屋市、瀬戸市、尾張旭市、東郷町、日進市、豊明市の地域の住民票を持つ、自立して通所が可能な者。

1 日定員 6 名(年間のべ 36 名)

(カ) 収益額

5,982,225 円

(キ) 費用額

11,910,823 円

シ その他、障がい者(児)の地域生活の向上に関する事業

(ア) 事業内容

障がいのある人や障がいのある人が、地域の暮らしにおいて、自立の支援や生きがいを創造する目的や、家族等関係者のレスパイトを行なう目的で、シェアハウスサービスやレスパイトサービス等の事業を実施する。

(イ) 実施日時

平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月まで

(ウ) 実施場所

長久手市城屋敷 128 番地

(エ) 従事者の人数

管理者 1 名、事務員 1 名

(オ) 受益対象者の範囲及び人数

障害手帳またはそれに準じる証明を持っている者であつて、長久手市、名古屋市、瀬戸市、尾張旭市、東郷町、日進市、豊明市の地域の住民票を持つ者や家族等関係者。

(カ) 収益額

0 円

(キ) 費用額

7,591 円

ス 下記の事業については、平成 27 年度以降に実施するか、もしくは準備を始める。

⑥障害者総合支援法に基づく指定障害者相談支援センター事業 ⑦障害者総合支援法に

基づく自立訓練(生活訓練)事業 ⑩障害者総合支援法に基づく短期入所支援事業 ⑭福祉啓発事業

- (2) その他の事業に係る事業  
本年度は実施せず。

③ 会議の開催に関する事項

(1) 総会

ア 通常総会

(ア) 開催日時及び場所

平成26年6月1日(日) 開会 午後1時00分 閉会 午後1時30分 長久手市福祉の家2階 集会室

(イ) 議題

- (1) 第1号議案 平成25年度事業報告書(案)の報告と承認
- (2) 第2号議案 平成25年度活動収支報告等決算書(案)の収支報告と承認
- (3) 第3号議案 平成26年度事業計画(案)及び予算(案)について
- (4) 第4号議案 定款の変更
- (5) 第5号議案 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 第6号議案 事務局の組織及び運営

イ 臨時総会

(ア) 開催日時及び場所

平成27年3月21日(土) 開会 午後1時00分 閉会 午後1時30分  
長久手市城屋敷128番地

(イ) 議題

- (1) 第1号議案 本部移転(場所未定)の承認とそれにとりなす移転にかかる経費の借入金を行なうことの承認について
  - ・ 現在の本部(長久手市城屋敷128番地)の土地・建物オーナーより移転の要請。次年度中に移転をする承認。
  - ・ 移転先の場所の決定は、活動に支障のない、今後の展望を踏まえた場所に移転する。
  - ・ それらにかかる調整・決定と、それに伴う借入金等の資金作りは、理事長および事務局一任とし、平成27年度通常総会にて事後報告形式で、事務局が報告し、事後承認するものとする。
- (2) 事務局の組織及び運営  
下記の報告を行なった。
  - ・ 平成26年2月より居宅介護サービスを開始した。
  - ・ 平成27年度組織図を策定した。
- (3) その他運営に関する重要事項  
下記の報告を行なった。
  - ・ 平成27年度に、シェアハウス、ショートステイ用地として、セジュールながくて(長久手市戸田谷)の2LDK3室を賃貸することを決定した。

(2) 理事会

ウ 第1回理事会

(ア) 開催日時及び場所

平成26年6月1日(日) 開会 午後12時30分 閉会 午後1時00分 長久手市福祉の家2階

(イ) 議題

- (1) 第1号議案 平成25年度事業報告書(案)の承認
- (2) 第2号議案 平成25年度活動収支報告等決算書(案)の承認
- (3) 第3号議案 平成26年度事業計画(案)及び予算(案)の承認
- (4) 第4号議案 定款の変更(案)の承認
- (5) 第5号議案 役員の選任又は解任、職務及び報酬について
- (6) 第6号議案 事務局の組織及び運営について

エ 第2回理事会

(ア)開催日時及び場所

平成27年3月20日(金) 開会 午後7時00分 閉会 午後9時00分  
長久手市城屋敷126番地 UNAXⅡ103

(イ)議題

- (1) 第1号議案 本部移転(場所未定)の承認とそれにもなう移転にかかる経費の借入金を行なうことについて
- (2) 第2号議案 事務局の組織及び運営 報告事項について
- (3) 第3号議案 その他運営に関する重要事項 報告事項について

以上